

## 第2回滋賀県契約審議会 議事概要

### 1 開催日時

令和3年11月24日(水) 10時～11時30分

### 2 開催場所

滋賀県庁大津合同庁舎7A会議室

### 3 出席委員

磯田委員、高坂委員、土山委員、鶴田委員、中田委員、仁尾委員、野村委員、廣川委員  
(50音順)

### 4 議事概要

#### (1) 滋賀県の契約に関する取組方針答申案について

- ・資料3に基づき事務局から説明を行った。

#### (委員)

- ・先日の議論を丁寧に反映していただき、本当によりよい内容になったと拝見している。
- ・随意契約などと表記されていたところが優先発注になっているのは、その方が優先発注という理念に対応した答えで統一されてよかったのではないかと思う。
- ・また、「検討します」が、「します」と修正されているところも多くあり、大変だと思いつつ、方向性は明確になったと思う。
- ・14ページの129番で、建設工事等業務委託以外の業務委託について、変更前の「優先的に発注を行う」から、変更後は「県内事業者であることを評価する」と修正され、変更前より踏み込んだ表現になっているが、少しトーンとして薄まったように思うが、この意図や経緯を伺いたい。

#### (事務局)

- ・この部分については、変更前の129番については、変更後の130番として、そのまま項目を残している。
- ・建設工事業務以外の委託業務についても、現在、特定調達の部分を除き、一般競争入札における総合評価方式や、随意契約におけるプロポーザル方式を採用する場合などにおいて、県内事業者であることを審査項目などで評価している場合があるので、すでに実施している項目として、バランス上ここに掲げた。

(委員)

・21 ページの 188 番について、社会保険の加入等の労働法規の遵守をするのは、業務委託先か。

(事務局)

・はい。業務委託先である。

(委員)

・主語が県だと、「県が事業者に社会保険の加入等の労働法規を遵守するよう求める」や「促進させる」ではないか。遵守するのも遵守を促進するのも主体としては事業者になると思うので、ここは「求める」ではないか。

・「検討する」から、「する」という表記になったが、そうするとタスクとして明らかになったということ。

(事務局)

・はい。

(委員)

・そのタスクがいつごろ達成される予定なのかは、全部が今すぐということではないと思うが、目途はあるか。

(事務局)

・まず、1 点目の 188 番は、委員のおっしゃるとおり、県が行う取組を通じて、事業者の労働法規の遵守を促進していきたいという意味であり、表現については検討する。

・また、基本的に「検討する」としたものの以外は、できる限り来年度早期にやっていくというイメージでまとめている。

(会長)

・188 は文言を検討いただくということでよいか。

(事務局)

・はい。

(会長)

・スケジュール的には来年度の前半ぐらいというように。

(事務局)

- ・実施するとした項目については、できる限り早期にやっていけるように考えている。

(委員)

- ・6ページの43番で、業務委託などについても、入札参加資格要件を審査する仕組みを構築するとのことについて、審査会で審査を行うとのことだが、審査会の構成など、どのような形になるかイメージを教えてください。

(事務局)

- ・建設工事の審査会については、金額や規模により審査会の種類を分けている。
- ・業務委託や物品の場合、特に業務委託の場合は、いろいろな業務の幅、種類があるので、そういったところも考慮していかなければならないと思っている。
- ・建設工事と全く同じということではなく、業務の内容にも考慮したような形で審査会の仕組みができないか検討しているところ。

(委員)

- ・21ページの188について、労働法規の遵守は、具体的に何を求めるか。

(事務局)

- ・労働基準法や最低賃金法、社会保険の加入など、全ての労働関係の法規について、適用事業者には遵守していただく必要がある。
- ・そのようなことについて、県の委託にかかる共通仕様書などでうたっていくなど。
- ・また、社会保険については、社会保険に加入している事業所を、しっかりと把握する中で、契約についてどう配慮していくかなど。
- ・建設工事においては、社会保険に加入していないと、入札に参加できないという仕組みを作っている。
- ・業務委託についても同様の措置をしていくのかについても、事業所の規模なども含めて検討していきたいと思っており、ご意見をいただけたらと思っている。

(委員)

- ・社会保険に入らなければいけない事業所が入っていないというのは、まずほぼないのではないかと思う。ここ3年、4年で加入促進がされている。
- ・「労働基準法」と言われると、残業代などいろいろなことが頭に浮かび、社会保険の加入とまた別個のところ、何か求めていく感じがしない。

(会長)

・最低限絶対守らないといけないレベルのところと、ちょっと曖昧なところとの線引きが、この表現だけでは難しいのではないかというご指摘か。

(委員)

・会社としては、そう思われると感じた。

(会長)

・遵守なのか、あるいは社会保険に入っていることを確認するとか、あるいは「労基法」を遵守していることを求めるなど。

(委員)

・会社としては、社会保険関係と労働法関係はたぶん別個のイメージだと思う。  
・社会保険に加入するのはもう当たり前の話だが、「労働法」を守りなさいと言われると、ハードルが幾つかあるというイメージ。  
・まとめて書いてあると、社会保険に入ったらいいだけの話かと思う。

(事務局)

・社会保険に入ればそれでいいということではない。  
・おっしゃるように、労働法規は幅がある。会社の規模などによるところもある。  
・ただ、法令については、当然、遵守していくことが必要であり、特に社会保険を特記的に挙げたが、ここは守っていただかねばならないという項目については、参加要件にしていくなど、取り組んでいきたいと思っている。  
・今後、事業者の実態調査をしていく中で、この項目に関してどういう取組を調査していく必要があるかについても、専門家の意見も仰ぎながら、やっていきたいと思っており、ご意見をいただきたい。

(委員)

・取組方針について、当面は促進するという形でいいと思う。急にハードルを上げてしまって、資格要件まで踏み込んでしまうと、非常に難しいと思う。

・先ほどの入札の審査会とも関わって、入札資格をどこに持っていくかについて、どこまでまとめるかということも出てくると思うので検討いただき、少なくとも労働法規に違反して是正の指導を受けるなど、明らかに法令違反が認められる場合は、参加資格は翌年は無理だということにするなどの線引きをしていかなければならないと思う。

・ただ、いつまでも促進しているだけでは効果が出てこないと思うので、一定周知期間、例えば2、3年は促進ということにして、3年後からは、例えば資格に引っ掛かるというような、取組のスケジュール感を持たないと、なかなか実効は難しいと思うので、今後ぜひ検討いただきたい。

(事務局)

・十分にそのあたりは検討してできたらと思うので、いろいろとご意見いただきたい。

(会長)

・今のご指摘は審議会で継続的に審議する過程で、どのようにしていくかということも、非常に重要だと思う。

(委員)

・20ページの176と179、これは同じ内容のことが書いてあるのか、どういう整理なのか分かりにくい。

(事務局)

・83と85の再掲としており、それぞれ特定調達等の案件を除く、建設工事の業務委託の入札と、建設工事以外の中で、特に庁舎管理業務の委託について、現在、最低制限価格を適用している業務がある。建設工事と建設工事以外という分け方をしている。

(委員)

・「特に必要がある場合に」や、177も「必要に応じて積算内訳の提出を求める」となっているが、具体的にどういう場合が「特に必要がある」とか、「必要に応じて」なのか。

(事務局)

・特に規模といったところからと考えている。

(委員)

・17ページの環境に配慮した事業活動の推進に関する取組について、151番から157番に、「環境に関する取組を評価すると」とあるが、具体的にどのような形でこの取組を評価しているのか教えてほしい。

(事務局)

・具体的に配慮している部分は、例えば、建設業者を登録するときの一つの評価として挙げているものの中に、エコフォスター制度に登録しているとか、ISOの基準を持っていることなどがある。

(委員)

・他の評価項目と同じように並べられて、それがあつたら何点という加算項目になっているということか。

(事務局)

・はい。エコフォスターは社会貢献的な活動の部分にも入ってくるのかもしれないが、いわゆる社会性の部分と並べて環境、経営管理の部分でISOを持っているということや、環境に関する活動をしているなど。ISOの14001とか9001を取得しているかなど。

(委員)

・ISOを取得している事業者は、まず問題ないと思うが、ISOを取得すること自体にお金がかかり、小さな事業者には難しいと言われている。

・今、環境について世界中が行動を起こさなければということで、例えば、Amazonなどではサプライチェーンまで環境に配慮した業者でないと入れないという流れになっている中、環境についての評価は他の項目と横並びの加点項目などではなく、もっと基本的な部分で環境への配慮や、事業者として責任ある取り組みを行っているかということ、契約の条件として入れていった方がいいのではないかと思う。

・例えば物品購入では、「グリーン入札」に参加するためにGPプランに登録してもらい、必須で研修を受けてもらうなどしているが、そういう取組で従業員が広く環境の研修などを受け、知識を持った事業者に契約してもらいたいと思う。そのあたり、横並びの加点項目ではなく、環境のことは最低、皆さんやってみましょうというような評価になればと思う。

(事務局)

・確かに今委員がおっしゃったとおり、物品の購入については、環境に配慮した事業者として、グリーンネットワークの方で進めておられるG Pプランに登録している事業者から優先的に発注をしていくという取組もしている。今している取組をさらに進めていきたいと思っている。

(会長)

・それは具体的には計画をつくる段階などで取組をするかどうかを決めていくということか。

(事務局)

・例えば、プロポーザルや、総合評価をするときに、環境に配慮した事業者であるということや、どのように客観的に評価するかということになると思っている。

(会長)

・契約ごとにそういうものを示すということか。

(事務局)

・入札ごとに、一般競争入札における総合評価や、随意契約のプロポーザルにおける評価の中などで、事業の中身などにもよるのかもしれないが、環境に配慮という項目を入れていく。  
・どういった項目を入れていくかについては、客観的に評価できる項目で入れていくということで、整理していくことになると考えている。  
・取組方針を基に、例えば、プロポーザルの要領などを作っていくが、その中でそういった考え方を形にしていきたいと思っている。

(会長)

・具体的などころは要領などに落とし込んで、個別の項目が出てくるという理解でよいか。

(委員)

・2ページの条例の対象で、「各項目の取組部局等については巻末一覧で整理」については別資料とするとのことなのでこのなお書きは取るという説明だった。

・取組方針、要項、要領や、具体的な資料など、具体的にはここで決まっているということ、例規などの文書システムなどで、見える方がいいと思う。

・巻末一覧で文書として一緒にしなくてもいいが、関連法規について、例えば、条例をつくる時には「別に定める」みたいな言い方がある。具体的に中身や手順を決めている文書が関連文書としてあるということは、どこかで見ることはある。どこかで何か資料や文書を読んで、こういうふうに関連しているというような書きぶりはあるか。今の取り扱いは取組方針では、見えなくなってしまうと思い、少し残念に思っている。

(事務局)

・例えば、新旧対照表4ページに、入札・契約に関する情報の公表等という項目の中で。

(委員)

・細かな項目の中ではそうだと思っている。この理念から、条例から、こういう規定があって、こういう文書があるという体系性のある文書の一覧のようなものは、どこかにあるといいのではないかと思う。

(事務局)

・整理していきたいと思う。

(委員)

・条例の逐条解説のところで資料として一覧と一緒に提示されるか、こうした概要のところで、例えばホームページのURLを入れたり、文書が体系的に見えるものを作るなど。

・この条例のホームページをつくる時に、その下にぶら下げて、ここに行くに見える、といったものがある方がいいのではないかと思う。

(会長)

・それが全ての方に分かりやすくなるということ。

・理念的なことと、具体的なことと、ぜひ検討いただければと思う。

(事務局)

・はい。

(会長)

- ・この案を変えるという話ではなく、さらにということ。

(委員)

- ・実際的にコントロールしているのは、こういう文書やこういうつながりだというのが見えるといい。

(会長)

- ・ぜひ検討していただければと思う。それが分かりやすく、また周知しやすくなるということでもあると思う。

(委員)

- ・建設工事の請負の場合だと、いわゆる企業の格付けというか、評価に関連するが、物品などの購入のときのランク付けが必要なものがあるのではないかなと思う。
- ・業務委託でも企業規模など、いろいろなところで企業格差があるものもあるのではないかなと思うが、そのことは何か書かれているか。

(事務局)

- ・具体的にその部分まで触れていないが、業務委託についても、そういった部分をどのように考慮していくかは、実際にやっていく中で、検討していきたいと思っている。

(委員)

- ・14 ページや 15 ページで「特定調達契約等一部案件を除き」を、前の部分に書いている箇所がある。結構ご苦勞されて、これは該当する、該当しないというように厳密に考えて書いておられて大変だったと思う。
- ・特定調達、「政府調達協定」に該当するような、一定金額以上の大規模な案件について、海外と日本、その他の事業、日本国内や県内の事業者も平等に扱うという条約に基づく話。
- ・例えば、132 番や 134 番は、見積合せは非常に小さな金額なので、絶対に政府調達のような話が出てくる取引はあり得ないので、ここは除いたということだろうとは思いますが。

(事務局)

- ・そのとおり。132 番の公募型の見積合せは、地方自治法施行令で決まっている、随意契約の範囲内の契約で、例えば、物品は 160 万円と決まっているが、それ以下で随意契約を行うときでも、競争性を担保するために公募型の見積合せを、実際にしており、そのことに関してここでは触れているということなので、特定調達ではない。随意契約を前提としている。

(委員)

・そういうことが前提ならいいかと思うが、あり得ないから書いていないとかが、全体的に難しいなと思う。

・16 ページの 140 番は、県産品を優先するという項目だが、物品購入は、県として政府調達に該当するような案件は、なかなか想定できないからかと思うが、外国産品も平等に扱うということも、協定の中に入っていると思うので、ここはあり得なくても入れた方がいいのかと思う。

・特定調達を除くという書きぶりが非常に難しいと思う。

・例えば、政府調達についてはこういうものだから、平等に扱わないといけないということはどこかに入れて、それ以外のことについてこうだ、というように書くのも一つかと思う。

・例えば、135 番、再委託先は県内事業者を優先しても、政府調達の話は大丈夫なのかなど、そういう目で一度見ていただいてもいいのかと思う。

(事務局)

・特定調達に関わる部分は、14 ページの県内事業者への受注機会の増大や、県産品の活用、いわゆる地域の要件や、材料的な要件といったところに関わる部分が出てくる。

・「特定調達案件を除き」と書いているのは、委員のおっしゃるとおり、具体的に特定調達の案件があるものについて、このような書き方をしている。想定できないようなものについては、特別にただし書き的な「除き」という書き方をしていない。

・確かに委員のおっしゃるように、法律に関わるものであり、それはそれとしてあり、それ以外のものについてこうだということなので、表現の仕方については考えたいと思う。

(委員)

・今後何があるか分からないので、包括的な書きの方が安全かなという意味もある。

(委員)

・18 ページの 162 番、業務委託契約について、シルバー人材センターへの優先発注は、今までからそうなのか。

(事務局)

・全てではない。シルバー人材センターに優先して発注ができるような業務について、優先的に発注をしていくということで、全てをシルバー人材センターへ優先的に発注しているということではない。

(委員)

・民間の事業とシルバー人材センターの仕事が重なっている場合も結構あるかと思うが、やはりそれは高齢者を雇っておられるからなのか。

(事務局)

・障害者、それから高齢者、シルバー人材センターについては、地方自治法上、特例的に随意契約ができるという項目の中にある。「できる」ということであり、「しなければならない」ということではないので、中身を選んでやっている。

(委員)

・20 ページの 177 番、建設工事業務以外の委託業務で、必要に応じて積算内訳の提出を求めるについて、建設工事の場合は既に積算の内訳を求められていると思う。それは当然工事自体の技術的な問題をクリアできているかとか、適切な部品や必要な資材ができているかという、品質の問題などでチェックされているのだと思う。

・業務委託の場合に積算の内訳を求めて、中身を見てどのように活用するのか。これが適正か適正じゃないかというのは、どのように判断するのかが、イメージできない。ケースごとに違うとは思いますが、そのあたりどういう視点で見るとかという考えがあれば教えていただきたい。

(事務局)

・業務委託はさまざまな業務があり、全ての業務についてということではなく、発注するときに県側として一定の積算をして、その資料に基づく積算がこうなっているというような業務がほとんど。

・そういう業務について、そのとおりに積算してやっているのかどうかなど、いわゆる単価的のところも含めて、見ていく必要があると思っている。そういうところを確認する意味で、積算単価等についての確認をするために、全ての業務ではないが、一定の業務について求めていくことも必要であると考えている。

(委員)

・どういう活用をしていくのが難しいと思う。適切な労働条件とか、必要な人を雇用する場合に、人件費など直接労働者に対するものと、それ以外のさまざまな経費がかかってくるので、そのへんをどう見ていくのかなど、難しいところがあると思うので、今後検討いただきたいと思う。

(会長)

・その案件だけでやるのか、それをデータとして検討して次へ反映させていくのか。どこでどう活用するかよく考えていかないと、ただ単に提出を求めるだけではあまり意味がないのではないかというご意見。

(事務局)

・今後取組を進めていく中での検討の課題としていきたいと思う。

(委員)

・15 ページ、132 番に関連して、入札にかける必要のない金額故に、随意契約のようになってしまうものがある。

・物品購入については、見積合せをしたとしても結局、安いところに契約が回っていく。そうすると余力を持っている事業者が小さな契約も取っていくことになってしまわないかと思う。

・例えば、少額の契約については、多少金額が高くても、県内事業者を守る意味で、小さな契約を順番に振り分けていく、契約を順番に回していくなど、考えられないか。

・少額の契約も、それが積もれば大きな金額になるので、小規模県内事業者を守るという意味でそのような方法はとれないか。

・県の契約に参加するために環境への取組であるとか、他の規定に合うように自分たちの事業を展開する努力をしていただけるならばその方が社会への効果が期待できるのではないかと思う。

・G P プラン登録者へのヒアリングを行った際、入札に参加しても、大企業の滋賀支店のような事業者が小規模事業者には出せない金額で契約を持って行ってしまう、という話もお聞きしているので、地元でずっと頑張っている事業者がやる気ができるような仕組みができるといいと思うが、そういうことは可能か。

(事務局)

・特にこの 132 番に書いているようなオープンカウンタの方式によるものについては、特に規模が小さくなれば、その発注する地域とか、エリアとかをより狭く限定して、その地域の中におられる事業者として、県の登録をされている事業者から見積もりを取るということをしている。

・ただ、一定競争性を確保しながらやっていく必要があるので、事業者の数とか、どれだけの見積もりを求めるかとかいうところでは、まだまだ検討する余地は出てくるかと思う。

・現在実施している取組として、地域を狭めていくような取組をしており、委員がおっしゃるようなかたちの取組につながっているのではないかと思っている。

(委員)

- ・ 19 ページ、168 番の次世代育成支援対策は評価の中でどのように選ばれるのか。

(事務局)

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき、事業主が行動計画を策定することとなっている。
- ・ 例えば、滋賀県のワーク・ライフ・バランスの推進企業として登録を受けているなど、客観的な評価により点数評価しているもの。

(委員)

- ・ 行動計画を出している会社か。

(事務局)

- ・ 行動計画を作り、次世代育成支援対策推進法に基づく基準に適合する一般事業主として認定を受けていることや、滋賀県のワーク・ライフ・バランスの推進企業として登録を受けていることについて、評価をしている。

(委員)

- ・ ある程度規模が大ききなところか。

(事務局)

- ・ それは確かに。

(委員)

- ・ 環境の問題は、ホンダがCO2ゼロのサプライ会社しか取引しないとしている。
- ・ 県は公の立場なので、このあたりは大変だろうと思う。
- ・ ISOの14001、環境に取り組んでいるところ、ぜひそういうところに発注がいけばいいと思う。

(委員)

- ・ 21 ページの193番、業務委託契約に防災に関する取組を評価するという項目がある。
- ・ 工事請負では、その他のいろいろな活動も評価されているが、委託契約は防災のみ、他は評価が難しいのか。

(委員)

- ・ 工事の場合だと社会貢献活動とかが評価されている。

(委員)

・例えば、物品購入とかは総合評価がないから難しいということ。他の取組を評価するのが難しい。

(事務局)

・今の入札参加の資格審査、登録するときの審査において建設工事の関係では、189 から 190、191 に掲げているところを点数化しているが、物品や役務に係る登録の際には、そういったいわゆる格付的な評価がないため、その部分を評価していない。

・今後一定の行政目的の実現に資する取組をどう活用していくかという中で、実際契約する入札要件の中にそういったものを入れていくということは、今後考えることはできるかと思う。

・今すでに実施しているものという整理では、このような違いが出てくる。

(委員)

・例えば、ソフトウェアの構築など、何となく総合評価になじむような契約はあるというイメージを持っている。より社会に貢献している会社を評価されるような仕組みは、構築しようと思えばできると思う。

・先ほど、地域を限定して見積合せするようにしているという話もあった。

・防災に協力していただける事業者を優先できるなど、そういう情報を何らかのかたちで、県が見積合せのときに入手して、評価するという仕組みができると、金額以外のことによって業者を選ぶということができると思う。

・今後いろいろな仕組みを検討、研究していただきたいと思う。

(事務局)

・今後、行政目的の実現に資する取組について、その活用方法についても考えていくということで、194 番に規定している。

・どのような項目を挙げていくのかということと、挙げている項目、これから挙げていく項目についてもどのように活用していくか、という部分についておっしゃっていると理解しているが、それでよいか。

(委員)

・はい。

(事務局)

・検討を進めていく。

(会長)

- ・今のところは、審議会での議論でもあるという理解でよいか。

(事務局)

- ・はい。新たな項目や、活用方法についても、審議会でのご意見をいただくということにしていきたいと思う。

(委員)

- ・パブリックコメントなどもこれからしていくということだが、これに一番影響を受けるのは、入札事業者だと思う。
- ・実効性のあるものにするには、そういった方から多くの意見をいただく方がいいと思うが、パブリックコメントに当たって、事業者に周知することはあるか。
- ・結局動かしてみて、あまりうまく動いていないとか、うちは地域にこういうふうに関わっているのに、実際にはこういうふうになっていて、地域や環境のことなど地元で生かしたいと思って事業体として進めているが、うまく反映されない、といったことなど、それに応えて仕組みにするということは、いきなりは無理だと思うが、そういう声は拾えた方がいいのではないかと思う。
- ・そういう意味からもこういう入札の改革、県から見たときには、県内事業者や県民に、ある意味公益に資するような入札になるようなことをするが、応札する方から意見を聞けるようなパブリックコメントや、その後も意見聴取などできるといいと思う。
- ・まず、具体的なパブリックコメントの周知に当たって、何か考えていることはあるか。

(事務局)

- ・パブリックコメントの周知に当たっては、まずは広くホームページ等で行っていく。
- ・また、登録いただいている事業者については、登録いただいているシステムからそれぞれにこの内容について発信していくことができるので、そういったツールを通じて発信をしていきたいと思っている。
- ・取組方針の最後、「推進するための仕組み」において、今後実際にこの条例を施行して、取組を進めていくに当たり、相談窓口の設置を考えている。
- ・これは取組を推進していく中で、このようにした方がいいのではないか、実態はこうなっている、などいろいろな意見を事業者からいただきたいという思いで設置する窓口。
- ・そこでいただいた情報や、事業者の取組状況を把握する調査の中で出てきた実態などを併せて、審議会でも議論しながら新たな取組につなげていく、反映させていく、ということを繰り返していければと考えている。

(委員)

- ・パブリックコメントをするときに、出来上りのタイミングでパブリックすることの難しさ、それを生かしていくことの難しさがある。
- ・今回はおそらく経営に関わる、応札ということなので、事業者もまさに営業に関わるところで関心を持って読んでいただけたところも多いのではないかと思います。
- ・パブリックコメントでは、お願いしている文書に関わることは少し関わりが遠いが、結構大事ということが入ってくることもある。
- ・そういうことがうまく吸収できるように、こうした取組自体に対する意見の聴取と併せて、今おっしゃったような取組や、そういった立場から入札についての意見も、反映させるということとはまた別になると思うが、これそのものことと、それに関わるような入札などについてのコメントも、少し自由記述欄のような感じでいただけたら参考になるのではないかと思います。
- ・そういうところにもご周知いただくということで、心強く思った。

(会長)

- ・これまでのご意見を踏まえて修正すべき点について。
- ・21 ページの 188、改訂するかどうかということ。
- ・また、特定調達について文言を加えるのか、加えないのか、事務局の見解は何かあるか。

(事務局)

- ・188 については、労働法規の遵守を求める取組を進めるなど、主語が誰なのかというところで文言の整理、修正をしたいと思う。
- ・「特定調達契約等一部案件を除き」と書いているところと、具体的に書いていないところがあり、疑義が出るといけないので、書き方を考えさせていただく。

(会長)

- ・そのあたりを事務局で検討いただいて、必要な修正を行った上で、本審議会の答申とさせていただきますと思う。
- ・その際に文章の表現等については、本職、私の方に一任ということでよろしいか。

(委員一同)

- ・異議なし

(会長)

- ・私の方にご一任いただくということで、本審議会の答申とさせていただきますと思う。

(2) その他

- ・スケジュールについて事務局から説明を行った。

(会長)

・本日はこれまでに検討してきた、滋賀県の契約に関する取組方針の答申を、無事に取りまとめることができた。委員の皆さまには議事の円滑な進行にご協力いただき、感謝を申し上げます。

それでは本日の議事は全て終了する。